

## 代引きサービスに金融業としての規制は必要ない

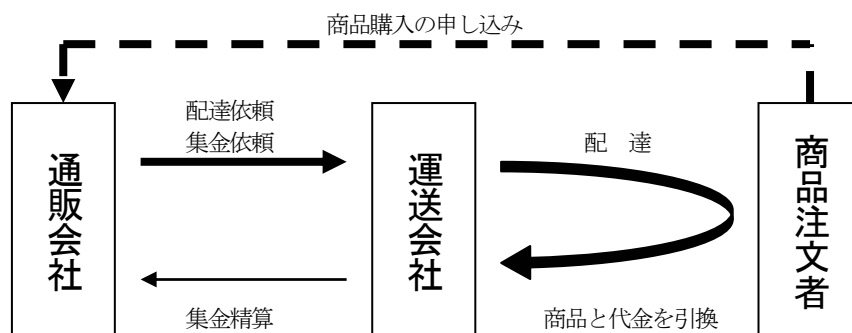
委員 芝崎健一

### 1. 代引きサービスは為替取引に該当しない

代引きは、購入者が、例えば通販会社に商品の注文をした際、通販会社の依頼によって、国土交通省の許可を受けた運送事業者が配送の附帯業務として行っている。

輸送商品と引換えに代金の代理受領をしており、代金の原因関係も明確である。

すなわち、代引きは単なる運送行為による販売支援業である。



### 2. 金融業としての規制が導入された場合、消費者への影響は極めて大きい

|            | 規制の種別      | 消費者の得る利益                        | 消費者の被る不利益                                      | 評価 |
|------------|------------|---------------------------------|--|----|
| 規制が導入された場合 | 新法による届出※   | 将来における漠然とした不安の解消                | ・本人確認の為の書類準備<br>・家族でも委任状の用意<br>・最終的にはコスト増のしわ寄せ | ×  |
|            | 売り手の為の資金保全 | —                               | ・資金確保の為のコスト増によるしわ寄せ                            | ×  |
| 現状の場合      | 貨物自動車運送事業法 | 半世紀以上に渡り大きな問題がなく、今後も大いに安全、便利に活用 | —  | ◎  |

※ 運送事業者が仮に新法による届出を行った場合、金融業とみなされ、犯罪収益移転防止法の対象となる可能性が高い。このため、代引きでも10万円超は本人確認や、家族であっても委任状がなければ商品の引渡しが出来ない。

以上